平成２４年（フ）第１号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目４番14号コーポデュオーレ101
債務者　渡邊　由香
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
茨城県かすみがうら市宍倉5805番地２
債務者　安藤　悟
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
茨城県かすみがうら市稲吉南３丁目７番29号
債務者　黒須　千里
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
茨城県つくば市上横場2422番地１　新２号棟、前住所茨城県つくば市小野川９番地13小野川住宅５号
債務者　喜見山美智也
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
群馬県桐生市新里町小林750番地13
債務者　樋口　勇蔵
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４５１号
千葉県四街道市大日534番地１アスティオン参番館101
債務者　菊間　恵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４号
富山県魚津市六郎丸557番地４―103、旧住所富山県魚津市吉島1872番地
債務者　前田祐佳子（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３０３号
長野県松本市大字芳川小屋465番地21　コーポラス芳川106号室、住民票上の住所長野県松本市大字入山辺2681番地
債務者　新井　富子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３５１号
長野県松本市大字惣社192番地１
債務者　大月　文子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６６７号
岐阜県各務原市蘇原清住町５丁目126番地２
債務者　森　邦雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６７２号
岐阜県羽島郡岐南町徳田９丁目219番地あすかⅡ・101号室
債務者　各務　豊
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
岐阜県本巣郡北方町芝原西町１丁目68番地
債務者　堀　美知代
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
岐阜県各務原市蘇原清住町５丁目126番地２
債務者　森　慎一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１号
岐阜県各務原市蘇原清住町５丁目126番地２
債務者　森　りか
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
岐阜県各務原市蘇原清住町５丁目126番地２
債務者　森　宏隆
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
岐阜県関市雄飛ケ丘11番４号
債務者　笠井　明
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７７号
滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹160番地
債務者　橋本菜津美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５号
鳥取県鳥取市吉成715番地１　サーパス美保公園604号
債務者　西村　司
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鳥取地方裁判所民事部